北斗市災害廃棄物処理計画　概要版

1　計画策定の目的と背景

大規模な災害が生じた際には、平時に発生する生活ごみに加えて、被災した家屋から生じる片付けごみや家屋の解体に伴い発生する解体廃棄物等の災害廃棄物が大量に発生します。本計画では、今後発生が想定される日本海溝・千島海溝断層帯及び函館平野西縁断層帯の地震を対象とし、発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進することを目的に、処理方針等を取りまとめました 。

2　計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」及び「北斗市地域防災計画」等との整合性に留意し、災害廃棄物の処理について、本市の基本的な考え方や処理方法等を示します。

3　計画の点検・見直し

本計画は、関係法令の改正等、状況の変化に見合わせた見直しや実効性を高めるため、適宜、検討や修正を行います。また、発災後は被災経験を踏まえて見直しを行います。

4　基本方針

本計画における基本方針は次のとおりとします。

処理基本方針	衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
	分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
	処理の協力・支援、連携	北斗市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
	環境に配慮した処理	石綿等の有害ごみ、不法投棄対策、土壌汚染対策、火災防止策を講じて災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

5　対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、水害、その他自然災害及び事故災害等、北斗市地域防災計画において想定したもので、平常時の体制では対応が困難な被災規模、廃棄物発生量及び長期の処理期間が見込まれる災害を想定します。

なお、本市では日本海溝・千島海溝断層帯による地震が、想定最大規模の地震災害となっています。

6　処理期間

発生から概ね３年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

7　災害廃棄物の種類

本計画の対象とする災害廃棄物は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、次のとおりの種類、内容を対象とします。

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃物</td><td rowspan="2">繊維類、紙、木くず、プラスチック　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">可燃系混合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">畳・布団</td><td>被災家屋から排出される畳・布団　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">木くず</td><td>柱・はり・壁材などの廃木材</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃物</td><td rowspan="2">分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃系混合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">コンクリートがら等</td><td>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属くず</td><td>鉄骨や鉄筋、アルミ材　等</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他分別回収するもの</td><td>家電廃棄物（４品目）</td><td>家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td>被災家屋から排出される小型家電等の家電４品目以外の家電製品</td></tr>
<tr><td>腐敗性廃棄物</td><td>被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品　等</td></tr>
<tr><td>有害廃棄物</td><td>石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA木材（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等の有害物質、医薬品類、農薬類　等</td></tr>
<tr><td>危険物</td><td>太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類　等</td></tr>
<tr><td>廃自動車</td><td>自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車</td></tr>
<tr><td>適正処理困難物</td><td>ピアノ、石膏ボード、廃船舶、ボンベ、消火器　等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被災者や避難者生活に伴い発生する廃棄物</td><td>生活ごみ</td><td>可燃ごみ、粗大ごみ　等</td></tr>
<tr><td>避難所ごみ</td><td>避難所から排出される生活ごみ　等</td></tr>
<tr><td>し尿・汚泥</td><td>仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流出した汚水　等</td></tr>
</table>

8　発災後の各フェーズ

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、次のとおりですが、災害規模等により異なるが、初動期は発災から数日間、応急対応は、発災から３週間程度とそれ以降の３か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から１年程度を目安とします。

項 目	内 容
初動期	自衛隊・警察・消防との連携／被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始／片付けごみ回収方法の検討／住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）／収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携／収集運搬の実施／通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）／仮置場の候補地の選定／受入に関する合意形成／仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策／仮置場必要面積の算定／仮置場の過不足の確認、集約／仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動期から実施）／有害廃棄物・危険物への配慮／既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物）を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分／処理可能量の推計／腐敗性廃棄物の優先的処理／進捗状況記録、課題抽出、評価／損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）／住民等への啓発・広報
応急対応（前半）	災害廃棄物の発生量の推計（必要に応じて見直し）／実行計画の策定・見直し／処理方針の策定／処理フローの作成、見直し／処理スケジュールの検討・見直し／倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）／悪臭及び害虫防止対策／所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保／PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収／広域処理の必要性の検討／仮設処理施設の必要性の検討／広域処理する際の輸送体制の確立
応急対応（後半）	広域処理の実施／仮設処理施設の設置・相談受付、相談情報の管理管理・運営／港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理／相談受付、相談情報の管理
復旧・復興	撤去（必要に応じて解体）が必要とされる損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）（設計、積算、現場管理等を含む）／仮置場の集約、復旧・返却／仮設処理施設の解体・撤去

9　災害廃棄物対策における体制

被害状況に応じて、災害支援協定等に基づき、他自治体や民間事業者等へ協力支援を要請します。自区域内を越えた広域処理は、道が協力要請を行うため、道と広域的な協力支援体制の構築を図り広域的な処理・処分について検討します。

10　災害廃棄物の発生量と仮置場の推計

発生量及び仮置場必要面積	発生量　計（t）	面積（ha）
日本海溝・千島海溝断層帯	1,533,640	45.13
函館平野西縁断層帯	172,896	5.15

日本海溝・千島海溝断層帯における数値については「北海道災害廃棄物処理計画」（令和７年１月７日道 HP 公表分）より抜粋、函館平野西縁断層帯における数値については災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき推計したものです。

11　仮置場の設置・役割

仮置場は、災害により発生した廃棄物を、再資源化、焼却処理、最終処分のための施設に搬入までの間、一時的に保管し、必要に応じて受入先に合わせた中間処理（破砕選別等）を行う場所です。

仮置場の設置においては、平時から可能な限り候補地を検討しておき、発災後に必要面積、収集運搬、処理先等の条件を考慮して選定します。基本的には、市の公有地を利用する方針としますが、不足する場合は民有地の利用についても検討したうえ、場所の一時貸与等にて協力依頼をします。

仮置場内レイアウト図（例）

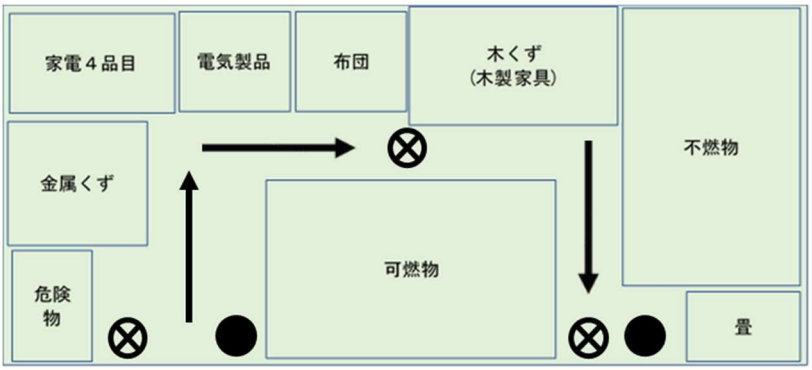

12　災害発生時の処理フロー

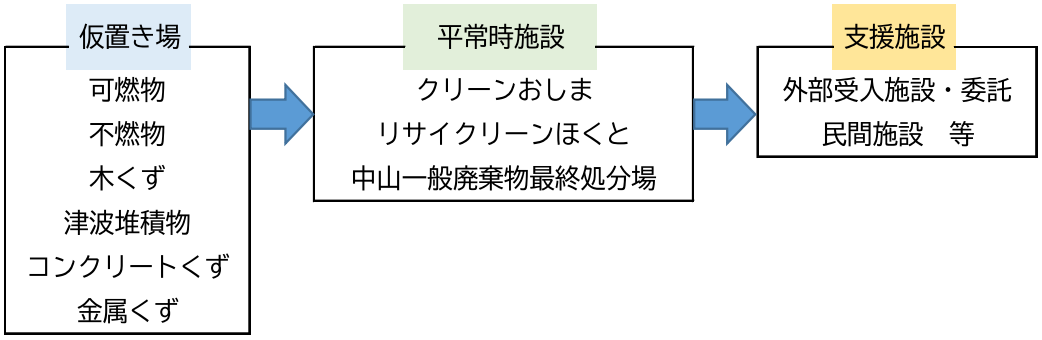

北斗市で想定する災害で発生する災害廃棄物等は、上記で示すようなフローで処理をしていきますが、処理可能量を超過した場合は通常の処理ルートや協定に基づく近隣市町の支援では処理しきれないので、道及び国に広域処理の調整を依頼するほか、引き続き民間事業者等との協定締結にむけた働きかけを行っていきます。

13　し尿等

原則としては、南渡島衛生施設組合にて処理することとなりますが、被災状況に応じて平常収集を一時的に中止して、避難所等の収集を優先することを検討します。仮設トイレの設置には通常１～３日程度必要とされることから、北斗市では北斗市地域防災計画に基づき簡易型トイレを備蓄しています。

14　貴重品、思い出の品

災害廃棄物を撤去する場合は貴重品や思い出の品の取り扱いが必要となります。遺失物法等の関係法令による手続きや対応を確認し、取扱ルールを定め、回収・保管・運営・返却を行います。